

郡山市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月27日

郡山市長 椎根健雄

郡山市規則第27号

郡山市財務規則の一部を改正する規則

郡山市財務規則（昭和40年郡山市規則第48号）の一部を次のように改正する。

改正後								改正前								
(出納機関の直接収納)								(出納機関の直接収納)								
第48条 (略)								第48条 (略)								
2・3 (略)								2・3 (略)								
4 出納機関は、現金又は証券を収納したときは、別段の定めがある場合を除くほか、 <u>指定金融機関等の7営業日以内に現金等払込書等に当該現金又は証券を添えて指定金融機関等に払い込まなければならない。</u>								4 出納機関は、現金又は証券を収納したときは、別段の定めがある場合を除くほか、 <u>速やかに現金等払込書等に当該現金又は証券を添えて指定金融機関等に払い込まなければならない。</u>								
5 前項の規定にかかわらず、 <u>第2項各号に掲げる収入金については、1月分を取りまとめの上、指定金融機関等の7営業日以内に払い込むことができる。</u>								5 前項の規定にかかわらず、 <u>使用料、手数料又は実費徴収金として収納した現金については、収納した日の属する月の末日まで当該出納機関において保管することができる。ただし、保管限度額は、10,000円とする。</u>								
6 (略)								6 (略)								
(前渡資金及び概算払に係る資金の精算)								(前渡資金及び概算払に係る資金の精算)								
第78条 資金前渡又は概算払を受けた職員は、 <u>法令等に別の定めがある場合を除き、支払の日又は帰庁の日から7日以内（月を単位として定める経費にあつては、その最終の支払の日の属する月の翌月の10日まで）に財務会計システムに入力することにより精算しなければならない。</u>								第78条 資金前渡又は概算払を受けた職員は、 <u>支払の日、帰庁の日又は旅行命令が取消された日から7日以内（月を単位として定める経費にあつては、その最終の支払の日の属する月の翌月の10日まで）に財務会計システムに入力することにより精算しなければならない。</u>								
2・3 (略)								2・3 (略)								
別表第3（第53条—第54条、第55条関係）								別表第3（第53条—第54条、第55条関係）								
(その1) 支出負担行為の整理区分等及び支出命令に必要な書類								(その1) 支出負担行為の整理区分等及び支出命令に必要な書類								
節の区分及び事由		手続	支出	支出	支出	支出	摘要	節の区分及び事由		手続	支出	支出	支出	支出	支出	摘要

		負担行為として整理する時期	為し出機の認受する時期	負担行為の範囲	負担行為に必要な主な書類	に要する書類			負担行為として整理する時期	為し出機の認受する時期	負担行為の範囲	負担行為に必要な主な書類	に要する書類
(略)							(略)						
18負担金、補助金及び交付金	会議等負担金 国民健康保険の保険給付費 国民健康保険事業納付金 高額療養費貸付金 後期高齢者医療の広域連合納付金 介護保険の保険給付費 利用者負担対策事業負担金 子ども・子育て支援給付の施設型給付費及び地域型保育給付費、施設等利用費並	(略)					(略)						
18負担金、補助金及び交付金	会議等負担金 国民健康保険の保険給付費 国民健康保険事業納付金 高額療養費貸付金 後期高齢者医療の広域連合納付金 介護保険の保険給付費 利用者負担対策事業負担金 子ども・子育て支援給付の施設型給付費及び地域型保育給付費並びに施設等利用	(略)					(略)						

<p>びに乳児等支援給付費及び特例乳児等支援給付費 第一子保育料無料化・軽減事業補助金 補助事業等の実績に基づき精算額で補助金等の交付の申請がされたもの</p>	<p>費 第一子保育料無料化・軽減事業補助金 補助事業等の実績に基づき精算額で補助金等の交付の申請がされたもの</p>
(略)	(略)
(略)	(略)
<p>備考 (略) (その2) (略)</p>	<p>備考 (略) (その2) (略)</p>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の第48条第5項の規定は、施行の日以後に取りまとめて払い込む収入金について適用し、同日前に払い込む収入金については、なお従前の例による。